

ご依頼時の注意事項

この度は弊社の校正・修理サービスをご検討いただきまして、誠にありがとうございます。
ご依頼いただく前に、下記注意事項と別紙「校正業務受託約款」をご一読ください。

◆お申込みについて

- ・別紙[校正・修理依頼書]に必要事項をご記入の上、弊社までFAXまたはメールにて送付してください。
修理をご希望の場合は、依頼書の備考欄に故障状況を具体的に記載してください。
- ・ご依頼前には別紙の校正業務受託約款を必ずご確認ください。お客様は弊社の校正修理サービスのご利用に際し、約款記載の契約条項についてご了承いただくものとします。

◆依頼機器の発送方法

- ・別紙[校正・修理依頼書]を同梱して、ご依頼品を弊社校正修理センターまで発送してください。
- ・測定に必要な付属品や取扱説明書も本体と一緒に送ってください。
- ・御発送時の送料は元払いにて御負担お願いいたします。
- ・梱包済の段ボールには、依頼品が何点入っているのか明記してください。
(送り状伝票など、外から見てわかる場所に記載してください)
- ・段ボール以外の梱包(封筒等)で発送する場合は、下部のステッカーを梱包の外側に貼り付けてください。

◆発送時の注意点

- ・輸送中の破損防止の為、精密機器運搬に耐えうる梱包をしてください。
- ・弊社に到着するまでの輸送中のトラブルに関しては、弊社では一切の責任を負いかねます。
必要に応じて、各輸送業者にて、輸送保険をかけていただく事をお勧めいたします。

◆お持ち込みについて

- ・弊社校正修理センターへ直接お持ち込みいただく場合は、平日9時～18時間であれば受け付け可能です。事前にご来社予定日時をご連絡くださいませ。

◆校正作業について

- ・ご依頼内容の変更を希望される場合は、速やかに弊社営業担当までお知らせください。
※変更内容によっては、料金や納期が変更となる場合もございます。
- ・校正作業中または校正後、機器の機能や精度に不具合があった場合は、その旨を弊社より報告いたしますので、処置(修理または現状返却など)についてご指示くださいませ。
※作業を中断して現品を返却する場合は、それまでの実費料金を請求いたします。
※修理見積後に作業をキャンセルされる場合は、修理診断費用を請求致します。

◆機器返却について

- ・機器がお手元に返却されましたら、速やかに現品の御確認をお願いいたします。
(機器の動作確認・同梱物の確認など)
- ・返却した機器に不具合がある場合は、到着後4時間以内に弊社までお申し出ください。

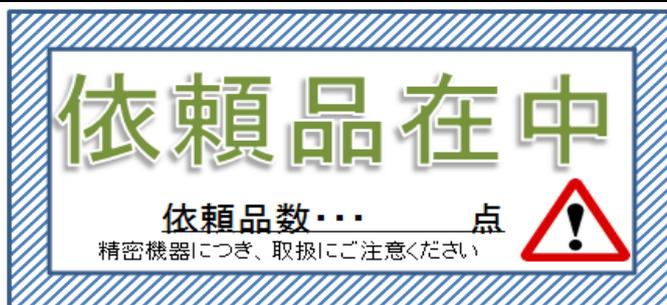
◆お支払について

- ・初回お取引の場合は、先入金後の機器返却となります。請求額が確定した時点で、弊社よりお支払のご案内を送付いたしますので、指定銀行口座までお振込ください。
- ・2回目以降のお取引の場合は、機器返却後に貴社の締め支払日に合わせて請求書を郵送いたします。請求書に記載しております指定銀行口座にお振込くださいませ。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。
株式会社レックス 校正修理窓口 TEL：0798-28-9899

【依頼品在中ステッカー】⇒

段ボール以外の梱包で発送する場合は、
右のステッカーを切り取り、
依頼品の数を記載の上、
梱包の外側に貼り付けてください。



校正業務受託約款

この度は、株式会社レックスの校正・修理サービスをご利用いただきありがとうございます。

お客様は株式会社レックスの校正修理サービスのご利用に際し、下記契約条項についてご了承いただくものとします。

契約条項

お客様（以下甲という）と株式会社レックス（以下乙という）は、甲が計測器等の機器（甲が所有しているか否か問わない、以下物件という）の校正・修理業務を乙に委託し、乙がこれを受託する次条により成立する契約について次の通り契約する。

第1条（校正・修理契約）

甲は、乙に対し、校正物件の校正・修理業務（以下校正・修理という）を注文書により申し込み、乙は甲に対し、書面またはメール等の方法により承諾する旨の通知をなすことにより個別の校正・修理業務委託（以下契約という）が成立するものとする。

第2条（校正・修理業務）

- 校正業務は、乙所定のトレーサビリティ体系に基づき国家標準にトレースした標準器を用いた乙所定の方法による校正を行う業務とし、乙は契約毎にこれを履行する。
- 乙は、原則乙の技術センターにおいて校正業務を行うものとする。
- 物件が複数ある場合、乙は、乙の任意で各物件を個別校正するか、複数物件をまとめて校正するかを選択できるものとし、甲は異議なくこれを承諾する。
- 甲が特段に校正方法を指定する場合には、甲は事前に乙の承諾を得るものとする。

第3条（校正・修理費用）

- 甲は乙に対し別途取り決めの校正・修理費用を別途取り決めの支払い方法によって支払う。
- 甲の都合により校正・修理の依頼が取り下げられた場合は、乙はそれまでに要した実費を算出し、甲はそれを乙に支払うものとする。

第4条（物件の引渡し及び費用負担）

乙は物件を甲の指定する場所において引渡し、それに要した運送費等の費用は、甲の負担とし、校正・修理依頼時に一括して乙に支払うものとする。

第5条（不可抗力）

- 天災地変、法令の制定または改廃、公権力による命令処分、輸送機関の事故、その他乙に帰すことのできない理由による校正契約の履行遅滞もしくは履行不能については乙は責任を負わないものとする。
- 前項の場合、乙は甲に対して通知の上、契約の一部または全部を変更または解除することができるものとする。

第6条（再委託等）

- 乙は甲の承諾を得た場合、物件の製造会社等、その他の校正機関に対して校正・修理を再委託（以下依頼校正等という）することができるものとする。この場合乙は、第7条、第12条、第13条及び第14条に定める義務を負わないものとし、甲はこれを余儀なく承諾する。
- 乙は、前項にかかわらず、みずからの責任と負担において乙の協力会社等所定の再委託先に対して校正・修理の全部または、一部を再委託することができるものとする。この場合、乙は、当該再委託先の校正・修理の履行について一切の責任を負うものとする。

第7条（成績書等の発行）

- 契約で甲が乙に依頼した場合、乙は校正・修理に付帯し、乙所定の試験成績書、校正証明書及びトレーサビリティ体系図等の書面（以下総称して成績書等という）を有償にて作成し、校正・修理完了後に、甲に対してこれを交付する。
- 甲は、前項により、校正・修理完了後に成績書等の交付を受けたかどうかに関わらず、第14条で定める保存期間中に限り、乙に対し前項の物件にかかる成績書等の発行を依頼することができるものとする。

第8条（校正・修理期間）

- 乙が校正・修理を行う委託期間（以下校正・修理期間という）は、原則乙所定の期間とし、契約において定めるものとする。
- 第12条に基づき物件を修理する場合は、その修理に掛かる期間は校正期間には計算されないものとする。
- 甲は、乙の事前の承諾を得た場合に限り、甲の指定する校正・修理期間にて校正・修理を依頼することができる。
- 前各項に関わらず、依頼校正等を行う期間が校正期間を超える場合は、乙は甲と協議して校正期間を延長できるものとする。

第9条（校正・修理料金等）

- 契約に基づき乙が甲に対して請求する料金には、校正料金、成績書等発行料、荷送料、修理費用等があり、乙が定める校正・修理料金の金額を基準に契約において、契約に基づき乙が甲に対して請求する料金を定めるものとする。
- 乙は、校正・修理について甲が次のそれぞれいずれかに該当する要求を乙になした場合には、乙規定の追加料金をそれぞれ加算するものとする。
 - 乙所定の期間より短い校正・修理期間での履行を要求したとき
 - 乙が定めた校正ポイント以外の校正ポイントを追加、変更し履行することを要求したとき
 - 校正・修理業務以外に物件の調整を行うことを依頼し、その調整の前後の校正・修理による校正データの提出を要求したとき
 - その他第2条に定める校正・修理以外の業務を甲が要求したとき

- 成績書等発行料金は、校正・修理料金前項の金額を加算した額を基準とし、乙の規定により算出した額とする。
- 荷送料は、乙の指定する技術センターを起点とし、乙が算出した額とする。

第10条（検収）

甲は、校正・修理が完了した物件について、乙から引渡しを受けた後2日以内に、校正結果の内容に合致するかの検査を行った上で、その合否を書面に通知するものとする。尚、甲から引渡しを受けた後2日以内に、甲が乙に書面通知しなかったときは、当該検査に合格し、校正・修理は完成したものとみなす。

第11条（支払条件）

第9条に定める校正・修理料金等の支払い条件については、契約において定めるものとする。

第12条（校正・修理業務完了の明示方法）

- 甲は、校正・修理の完了について、校正完了月または乙が希望する場合は次回校正予定月が記載された校正済みラベルを発行し、校正・修理業務を完了した物件に貼付する方法により明示するものとする。
- 乙は、校正・修理の完了を明示した物件について、以降校正した結果の数値が狂うことなく保持されることについては保証しない。

第13条（修理）

- 校正・修理の履行の上で物件に故障等の不具合が認められた場合、乙は、校正・修理を中止の上速やかに甲に通知するものとし、契約の解除または物件の修理・調整につき乙と協議するものとする。
- 前項の協議により甲が物件の修理を乙に依頼したとき、乙は当該物件の製造者等に対し、甲に代わり修理を依頼するものとし、この修理の完了後、校正・修理を履行するものとする。
- 乙が甲から契約の解除の通知を受けたときは、乙は、速やかに該当する物件を甲に返還するものとする。尚、この返還に要する費用は、乙の規定により算出した額とし甲が負担する。

第14条（校正結果の記録、保存）

乙は、校正業務の校正結果のデータを記録し、校正の完了日より3年間保存するものとする。

第15条（支払遅延損害金）

甲が、本校正・修理受託約款及び契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき、甲は、支払うべき金額に対し支払期日の翌日からその完済に至るまで、年14%の割合（1年は365日とする日割計算）による支払遅延損害金を支払うものとする。

第16条（物件の滅失、毀損）

- 乙が物件を滅失または毀損した場合、乙は、乙の責任と費用負担において修理可能な場合は修理を行い、修理不可能な場合は（滅失時も含む）は、甲の選択により、同様の物件と交換するか、もしくは物件の商法上の簿価相当額を甲に対して支払うものとする。
- 契約について乙が甲に対して負担する損害賠償責任は、前項によるものが全てであり、乙は、いかなる場合にもその他甲に生じた間接的、派生的及び特別損害ならびに逸失利益について責任を負わないものとする。

第17条（費用及び消費税等の負担）

- 本契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用は、甲が負担する。
- 物件の引渡し及び返還に関わる運送費用等の諸費用は、甲の負担とする。
- 甲は、校正・修理期間の時点における税法所定の税率による消費税額を校正・修理費用に加算して支払うものとする。

第18条（裁判管轄）

本契約についての全ての紛争に関する管轄裁判所は、乙の本社所在地を管轄する裁判所とする。

以上

FAX:0798-56-9073

株式会社レックス 校正/修理依頼書
機材情報記入用紙

ご依頼品が5台以上の場合は、こちらに機材情報をご記入ください

機材情報				
⑤機材名		型式		シリアル
付属品				管理番号※
⑥機材名		型式		シリアル
付属品				管理番号※
⑦機材名		型式		シリアル
付属品				管理番号※
⑧機材名		型式		シリアル
付属品				管理番号※
⑨機材名		型式		シリアル
付属品				管理番号※
⑩機材名		型式		シリアル
付属品				管理番号※
⑪機材名		型式		シリアル
付属品				管理番号※
⑫機材名		型式		シリアル
付属品				管理番号※
⑬機材名		型式		シリアル
付属品				管理番号※
⑭機材名		型式		シリアル
付属品				管理番号※
⑮機材名		型式		シリアル
付属品				管理番号※
⑯機材名		型式		シリアル
付属品				管理番号※
⑰機材名		型式		シリアル
付属品				管理番号※
⑱機材名		型式		シリアル
付属品				管理番号※
⑳機材名		型式		シリアル
付属品				管理番号※

※「管理番号」欄には校正証明書類に記載を希望する番号をご記入ください。
なるべく取扱説明書・付属品を同梱していただきますようよろしくお願い致します。

【ご依頼機器発送時の注意事項】

※輸送中の破損防止のため、緩衝材でご依頼品を保護してください。

※特にガラス製品や突起部のある機材を発送される場合は、梱包用の段ボールにもご配慮ください。

※温度計等、液体の中に含む機材をご依頼される場合は、梱包の際、機材の向きにご注意ください。